理法など改正

環境省が来月、国会提出

対策基本法に基づき、環

り込む。一方、水銀に関する水俣条約の実施などを図るため、水銀の貯蔵や水銀合有再生資源の管理 場合は、廃棄物処理の既存の特例措置に加え、環境相が炎害廃棄物の処理を代行できる規定などを盛 え、国、都道府県および市町村は平時から、災害廃棄物の適正処理と再生利用を確保する備えを実施 定。そのほか、政府が今夏に策定予定の地球温暖化適応計画を法的に位置付ける地球温暖化対策推進 などを図るため、排出基準の順守義務などを盛り込む大気汚染防止法改正案も来月上旬に提出する予 するほか、特定の大規模災害の発生後、環境相は災害廃棄物の処理指針を策定するとともに、必要な 法改正案を検討している。 に関する指針策定などを盛り込む水銀環境汚染防止法(仮称)、および同条約の大気関係規制の実施 に開かれた自民党の環境部会など関係合同会議に報告したもので、東日本大震災などの教訓を踏ま 環境省は来月中旬、廃棄物処理法および災害対策基本法の改正案を今国会に提出する予定だ。5日

大防法改正案なども

らかになっており、国の や、適正処理の確保に向 ための事前の方針・体制 訓・知見により、円滑か ど近年の災害における教 いては、東日本大震災な 司令塔機能の強化や、 分であるなどの課題が明 けた指針・仕組みが不一 **馬模災害の発生後も適正** つ迅速な処理を実現する

災害廃棄物の処理につ | 処理と再生利用を確保す | 務を有することを盛り込 どが求められていた。 一つ、主体的に取り組む費 | 間事業者は、災害により の改正案のうち、廃棄物 |る基本的方針の明確化な | む。また、国、都道府県 生じた廃棄物について、 道府県、市町村および民 処理法関連では、国、都 と再生利用を確保するた 法および災害対策基本法 相互に連携・協力しつ このため、廃棄物処理 を規定する。一方、災害 めの備えを実施すること 一後、環境相は政府全体の一については、現行の災害 | 災害廃棄物の適正な処理 一ら、廃棄物処理の基本方 定の大規模災害の発生 対策基本法関連では、特 針または計画に基づき、 および市町村は平時か

廃棄物処理の特例措置

| 廃棄物処理の特例措置が | 災害の被災地域のうち、 規定する。 することができることを 災害廃棄物の処理を代行 られる場合に、環境相は 件を勘案して必要と認め む。また、特定の大規模 があり、かつ、一定の要 適用された地域から要請 廃棄物処理に関する指針 対策と連携しつつ、災害 を策定することを盛り込

活用などによる円滑かつ の発生後、民間事業者の 境相が特定の大規模災害 迅速な廃棄物の処理のた

> 想定している。 性、広域処理の重要性を 専門的知識・技術の必要 省は、処理の実施体制や るもの。また、勘案する さらに特例措置を追加す 既存の特例措置に加え、 きるが、今回の法改正に 間に処理基準等を緩和で | の水銀使用製品につい よる処理の代行は、この 定の要件について、同 一方、新法の水銀環境 | それぞれ禁止する。 さら 一における水銀の使用、水 |の掘採や特定の製造工程 に、水銀の貯蔵指針を定 銀を使用する金の採取を 制限する。また、水銀鉱 て、許可を得た場合を除 に、部品としての使用を め、貯蔵者に定期報告を Š

め、一定の地域および期一画を策定するほか、特定一資源の管理指針を定め、 による環境汚染の防止計 汚染防止法案では、水銀 ラッジなど水銀含有再生 錬から生じる水銀含有ス 求めるほか、非鉄金属精

| き製造を禁止するととも | 条約が効力を生じる日か | とするほか、都道府県知 る。施行は日本について 管理者に定期報告を求め また、大気汚染防止法

一ら水銀を大気中に排出す一ら2年以内。 | る者は、都道府県知事に 造等の変更を行おうとす 排出基準を定め、施設か 対象の水銀排出施設の排 ものとする。また、届出 届け出なければならない 排出施設の設置または構 改正案では、一定の水銀 出口における水銀濃度の 条約が効力を生じる日か | る。 施行は日本について として求めるものとす の自主的取り組みを責務 いては、排出抑制のため 相当程度である施設につ | 象外でも水銀の排出量が とする。さらに、届出対 じ勧告・命令できるもの | ていない場合、必要に応 しなければならないもの | る者は、排出基準を順守 事は施設が基準を順守し

平成27年2月11日 環境新聞